**逗子市地域防犯カメラの**

**設置及び運用に関するガイドライン**

**逗子市防災安全課**

**１　はじめに**

**（１）ガイドラインの目的**

　　　このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用について配慮すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有用性を認識しながらプライバシーの保護を図ることを目的とするものです。

**（２）ガイドラインの対象となる防犯カメラ**

　　　ガイドラインの対象となる防犯カメラは、主として犯罪の防止を目的に設置され、不特定多数の方を撮影する画像撮影装置で、かつ、画像記録の機能を有するカメラとします。

　　　設置主体にかかわらず、次の全ての要件を満たすカメラは、このガイドラインの対象とします。

ア　設置目的

主として犯罪の防止を目的に設置されたカメラ

イ　撮影範囲

次の場所などを撮影範囲とすることで、不特定多数の方を撮影するカメラ

　　　（ア）「道路」、「公園・広場」

（イ）「商店街・商店会・繁華街」、「地下街、駅などの自由通路」

（ウ）「金融機関」、「小売店・百貨店・複合施設などの商業施設」

（エ）「劇場・映画館」、「スポーツ・レジャー施設」

（オ）「ホテル・旅館」、「駐車場」等

　　　　※カメラの撮影範囲として、不特定多数の方の出入りが想定されないマンション、アパート等共同住宅の内部、事業所、工場の敷地内などを専ら撮影している場合は対象となりません。

ウ　画像撮影装置のほか、ビデオ、DVD、ハードディスク等の録画装置を備えたカメ

　　ラ

　　　　※録画装置を備えていないカメラは対象となりません。

**（参考）自治会、町内会、マンションの管理組合、商店会（以下、団体といいます。）が防犯カメラを設置する場合**

防犯カメラの設置においては、次の事項を準備・確認し、団体の合意を得ましょう。

①設置目的、②設置場所、③撮影範囲、④設置や維持管理に要する費用、

⑤管理運用基準の作成、⑥土地等の使用許可手続き、

⑦その他団体にとって必要な事項

合意は、団体規約に基づき、総会や役員会等の場で得ましょう。

設置経緯の確認のためにも議決結果や議事録等を整備しましょう。

**２　防犯カメラの設置・運用に当たって配慮すべき事項**

**（１）防犯カメラの設置場所・撮影範囲**

　　　防犯カメラで撮影された画像データは、その取扱いによっては、プライバシー等を侵害する恐れがあり、むやみに設置すればよいということにはなりません。

　　　（画像データとは、防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって個人が特定できるものを言います。）

　　　防犯カメラを設置する場合には、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、目的を達成するために必要な範囲を撮影する場所に設置することとします。

　　　設置場所に応じて、使用許可等が必要になる場合があります。各種許可等申請先を確認しましょう。（参考：資料１（p.５））

　　　※逗子警察署（生活安全課）にも相談しましょう。

　　　　地域の犯罪発生状況から防犯上効果的な設置場所について助言をもらうことができます。

**（２）防犯カメラの設置表示**

　　　防犯カメラの設置者は、市民の皆さんが、防犯カメラが設置されていることを認識できるよう、設置区域内の見やすい場所、例えば防犯カメラを設置している建物や施設の出入り口などに設置表示を行うこととします。

**防犯カメラ作動中〇〇自治会**

（例）

　　　なお、犯罪防止を目的とした設置効果を高めるためにも、設置表示は必要ですが、個々の防犯カメラごとの設置表示を求めているものではありません。

**（３）管理責任者の指定**

　　　防犯カメラの管理に当たり、適切な画像の取り扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、防犯カメラの設置者は、管理責任者（取扱い責任者）を指定することとします。

**（４）防犯カメラの設置者・管理責任者の責務**

　　　プライバシー等に十分配慮した取扱いをするため、次の事項を、防犯カメラの設置者と管理責任者（以下「設置者等」という。）の責務とします。

ア　適切な画像の取扱いに努めること。

イ　画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないこと。

ウ　防犯カメラの管理に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、また

は、不当な使用をしないように必要な措置を講じること。

エ　その他防犯カメラの適切な設置及び管理に関し、必要な措置を講じること。

**（５）防犯カメラにより撮影された画像の管理・保管期間等**

　　　記録方式のデジタル化が進み、USBメモリやSDカードなど大容量でありながら小さな記録媒体が増えたことで、画像のコピーや持ち出しが容易な状況になっています。そこで、設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理のため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

ア　不必要な画像の複写や加工を行わないこと。

イ　画像を記録したビデオテープ、DVDなどは、施錠できる保管庫に保管すること。

ウ　画像の記録にハードディスクを利用している場合は、部屋の施錠、関係者以外の

立ち入り禁止など、あらかじめ定めた防護された場所に保管すること。

エ　画像の部外への持ち出しを禁止すること。

オ　画像の保管期間は、目的達成のため必要な最小限(概ね1カ月以内)の期間とする

こと。

カ　保管期間が終了した画像は、初期化や上書きにより、確実に消去すること。

キ　画像の記録された媒体を廃棄する場合には、破砕するなど、画像が読み取れない

状態にしたうえで廃棄すること。

ク　インターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを設定するほか、システム

を適宜更新し最新の状態にするなど、セキュリティ対策をとること。

**（６）防犯カメラの画像の利用・提供の制限**

　　　プライバシー等の問題に配慮し、防犯カメラで撮影された画像データは他の目的での利用、第三者への提供は次の場合を除き禁止します。

ア　法令に基づく場合

イ　捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合

ウ　人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められ

る場合

第三者に画像等データを提供する場合は、提供の必要性を十分に検討しましょう。

また、第三者に画像の提供等をした場合は、提供等の日時、相手の氏名、理由、画像等の内容を記録し、提供を求めた者の身分証明書の提出等により身分の確認を行いましょう。

**（７）苦情への対応**

　　　防犯カメラが設置されていることに不安を感じている方もいますので、設置者等は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応することとします。

**（８）防犯カメラの管理運用基準の策定（参考：資料２（p.８））**

　　　このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・管理をさらに適切に行うため、設置者等はそれぞれの利用目的、形態に合わせ、次の事項などを盛り込んだ管理運用基準を定めることとします。

ア　防犯カメラの設置目的

イ　防犯カメラの設置場所、撮影範囲

ウ　防犯カメラの管理責任者（取扱い責任者）の指定及び責務

エ　画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理に係る次の事項

（ア）画像の記録された媒体の保管方法

（イ）画像の保管期間、消去方法

オ　画像の利用、提供等に関すること。

カ　苦情処理に関すること。

キ　その他防犯カメラの設置、運用等を適切に行うために必要な事項

**（９）個人情報保護法制の遵守**

　　　個人情報の保護に関する法律では、特定の個人を識別できるものを個人情報として定義しており、防犯カメラにより撮影された画像についても、個人情報に該当する可能性があります。

　　　そこで、個人情報に該当する画像を取り扱う場合には、このガイドラインのほか、個人情報保護法制の規定に基づき、適正に取り扱うこととします。

**（10）その他**

　　　施設管理業務や警備業務を委託する場合には、ガイドライン及び管理運用基準の順守を委託条件にするなど、委託業者に適切な管理、運用を徹底するものとします。

|  |
| --- |
| 平成29年4月 作成  平成31年3月 更新  令和２年４月 更新  令和５年４月 更新  令和５年10月 更新 |

資料1

**■　許認可申請手続き**

設置場所により、許認可手続きが必要になります。一般的には次のとおりですが、その他手続きを求められる場合もありますので各管理者と十分協議してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置物 | 区分 | 許可条件等 | 必要な手続き等 |
| ・防犯カメラ及び付属物  ・独立柱 | 民有地等 | ・土地建物等の所有者の協議及び承諾が必要です。  ・私道、民有地上の既存の独立柱（中継柱含む）へのカメラの設置は所有者の承諾があれば可能です。ただし、安全面等については自治会・ｋで検討してください。 | ・土地等使用承諾書 |
| （防犯カメラの一部が公道の上空にかかる場合）  道路占用許可が必要です。 | ・道路占有許可申請を行い、許可が必要になります。 |
| 公園内 | 公園管理者（緑政課）との協議が必要となります。まずは、相談してください。  公園管理者が定める基準に適合するものに限り許可されます。  ・原則、独立柱への設置となります。 | ・公園管理者に公園施設設置許可申請を行い、許可が必要になります。 |
| 道路上  （私道を除く。） | 防災上の観点から、基本的に認めることができません。やむを得ない事情による場合等は、個別に道路管理者に相談してください。 | ・道路管理者に道路占用許可申請を行い、許可が必要になります。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置物 | 区分 | 許可条件等 | 必要な手続き等 |
| ・防犯カメラ及び付属物 | 東電柱に共架又はNTT柱に添架 | ・電柱へ設置する場合は、電柱を設置している会社の許可が必要となりますので東電タウンプランニング、NTTへ相談してください。  ・電柱の設置場所により土地所  有者等（県、市、民間等）の手続きも必要です。  ・街路灯がついている電柱へカ  メラを設置する場合は、街路灯の灯りを遮らない位置に設置してください。また、設置工事の際に街路灯には触れないよう業者へ指示してください。  ・Ｐ．7にお問い合わせ先を記載しています。 | ・東電柱に共架する場合は、東電タウンプランニングへ共架可否判定の申込みを行い、設置が可能か協議してください。  可否判定料がかかります。  ・NTT柱に添架する場合は、他に設置する場所がない場合に限ります。設置が可能か、事前協議をしてください。 |
| 街路灯がついている鋼管ポール等に共架 | ・許可されません。（中継柱含む） |  |

**問合せ先**

■　設置場所等に関するお問い合わせ先

逗子警察署　生活安全課　TEL：046-871-0110

■　道路上の設置に関するお問い合わせ先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置場所 | 問い合わせ先 | 電話番号 |
| 市道 | 逗子市役所　都市整備課 | 046-873-1111 |
| 県道・国道 | 横須賀土木事務所  計画建築部　許認可指導課 | 046-853-8800 |

■　公園内の設置に関するお問い合わせ先

逗子市役所　緑政課　TEL：046-873-1111

■　電柱への設置に関するお問い合わせ先

　　１　東電柱に設置

　　　東電タウンプランニング株式会社

共架オペレーションセンター

TEL：048-637-3970　または　048-637-3971

参考：東電タウンプランニング株式会社｜電柱共架

https://www.ttplan.co.jp/electric/kyouga.html

　　２　ＮＴＴ柱に設置

　　　株式会社ＮＴＴ東日本南関東

アクセスオペレーションセンタ　アクセスカスタマ部門添架担当

TEL：042-312-9009

参考：NTT東日本｜電柱・管路等の利用条件等

https://www.ntt-east.co.jp/info-st/conguide/kanro/

■　防犯カメラの機種選定・設置などのご相談先

　　特定非営利活動法人　神奈川県防犯セキュリティ協会

　　TEL/FAX：045-451-0232

参考：NPO法人神奈川県防犯セキュリティ協会「神防協（じんぼうきょう）」

http://www.sssak.org/

■　地域防犯カメラ設置補助金制度全般に関するお問い合わせ

　　逗子市役所　防災安全課　TEL：046-873-1111

資料２

管理運用基準の作成例

○○○自治会地域防犯カメラ管理運用基準

１　目的

この管理運用基準は、地域防犯カメラの設置及び運用に関し、○○○自治会（以下、当自治会という。）が順守すべき事項を定めることにより、犯罪の未然防止と、プライバシーの保護との調和を図り、適切な運用管理を行うことを目的とする。

２　定義

（１）地域防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラをいう。

（２）画像データとは、地域防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

３　地域防犯カメラの設置場所・撮影区域

地域防犯カメラの設置場所・撮影区域は別紙のとおりとし、当該地域防犯カメラを用いて以下の事項を行ってはならない。

（１）特定個人及び建物等を撮影対象とすること。

（２）モニター等を利用して常時監視を行うこと。

一例として、管理運用委員会に自治会・町内会等長を含み、自治会・町内会等長が委員長を担うこととしていますが、地域でよく確認し、自治会・町内会等で運営していける委員会を設立しましょう。

４　管理運用委員会の設置

　　地域防犯カメラの管理運用を適切に行うため「○○自治会地域防犯カメラ管理運用委員会（以下「管理運用委員会」という。）」を以下のとおり設置する。

（１）管理運用委員会は、当自治会の正副会長を含む委員○名で構成する。

（２）委員の中から、委員長、副委員長、各1名を選任し、委員長は、当自治会会長が担うものとする。

（３）管理運用委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

（４）管理責任者は管理運用委員会の委員長とし、委員長に事故等がある時はその事務を副委員長が代行する。

５　管理運用委員会の責務

　　地域防犯カメラの管理運用は、管理運用委員会が行うものとし、次項以下に定める事項を順守するものとする。

６　地域防犯カメラの設置の表示

管理責任者は、設置区域内の見やすい場所に、地域防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示する。

７　画像データの保存・取扱い

管理責任者は、画像データが外部に漏れることのないよう、以下のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

（１）地域防犯カメラ等の操作担当者の指定

管理責任者は、必要であると判断する場合は、地域防犯カメラ及び録画装置の操作を行う担当者を指定するものとし、管理責任者及び指定された担当者以外の操作を禁止する。

（２）画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は７日以内とする。以降のデータは直ちに上書き消去されるものとし、不必要な画像データの保存は行わない。

（３）画像データ等の管理

地域防犯カメラの画像データを記録した記録媒体（ＳＤカード、ハードディスク等）やパソコンについては、施錠等の方法により保護された環境のもとで保管し、原則として、「９」の場合を除き画像の閲覧、複写や加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

（４）画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理を行うものとする。

８　目的外利用の禁止

管理運用委員会等は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

　　また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

９　画像データ等の外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。なお、画像データ等の提出を求めるときは文書によるものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

（１）法令の定めがあるとき。

（２）本人の同意があるとき。

（３）人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（４）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（５）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

10　画像データ等の閲覧

　　「９」の規定に基づき、第三者に閲覧させる場合は、以下の手順に則り行うものとする。

（１）閲覧を求める者は、管理運用委員会へ申請し承認を得なければならない。

（２）閲覧の日時、閲覧目的、閲覧者及び画像の範囲（日時・場所）などを利用閲覧簿に記載する。閲覧については、２名以上の委員が立ち合いのもと行うものとする。

11　画像データ等の持ち出し

　　「９」の規定に基づき、画像データ及び画像の持ち出しを行う場合は、以下の手順により行うものとする。

（１）持ち出し作業については、管理運用委員会へ申請し承認を得なければならない。

（２）持ち出し作業は、２名以上の委員立ち会いのもと行うものとする。

（３）持ち出しの日時、持ち出しの目的、持ち出す者及び画像の範囲（日時・場所）などを持ち出し簿に記載する。

（４）持ち出した画像データ及び画像は使用後速やかに管理運用委員会へ返却しなければならない。

12　苦情等の処理

管理責任者は、当該地域防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応しなければならない。

13　保守管理について

管理運用委員会は、地域防犯カメラの保守管理について委託する場合、秘密保持についての誓約書を提出させ、委託契約書を管理運用委員会に承認された保守管理業者に委託するものとする。

14　その他

この規定に定めがない事項が発生した場合は、管理運用委員会が協議して対処する。また、前事項等が緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って処理する。

保守・維持管理のために、管理運用基準に積立金を行う旨を設ける例

（例）

15　保守・維持管理のための積立金について

　地域防犯カメラが故障した際の修繕・更新のため、毎年一定金額を積み立てるものとする。

附　則

１　この管理運用基準は令和○年○月○日から施行する。